

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【概要】

施設名	医療法人芥川会 芥川病院
所在地	〒544-0021 大阪市生野区勝山南4丁目4番18号
開設者	理事長 芥川 寛一
管理者	院長 芥川 寛

【標榜時間】

診療時間	9：00～12：00 / 14：00～16：00 ※火曜・水曜・土曜は午前のみ診療
受付時間	8：45～11：30 / 13：30～15：30 ※火曜・水曜・土曜は午前のみ診療
診療日	月曜日～土曜日

【入院基本料について】

療養病棟入院基本料 1（看護職員配置 20 対 1）の届出を行っております。

（1）療養病棟入院基本料 1は、1 日に 7名以上の看護職員、7 名以上の看護補助者を配置しています。
なお、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なりますので、実際の看護配置につきましては、病棟の掲示をご参照ください。

【個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について】

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 3 0 年 4 月 1 日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することといたしました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 3 0 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することといたしました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点を御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨、お申し出ください。

【入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について】

入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

【入院食事療養費について】

入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づいて、ご入院中は管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食7時45分・昼食11時45分・夕食18時）適温で提供しています。

当院の食事提供体制

- ・管理栄養士による栄養管理を実施しています
- ・医師の指示に基づき、患者様の病状に応じた食事を提供しています
- ・適温・適時での食事提供に努めています
- ・必要に応じて、治療食や嚥下機能に配慮した食事にも対応しています

【食事療養標準負担額及び生活療養負担額について】

食事療養費標準負担額および生活療養負担額

食費	所得区分	70 歳以上	現役Ⅲ	現役Ⅱ	現役Ⅰ	一般	区分Ⅱ	区分Ⅰ	区分Ⅰ（境界暦）
		70 歳未満	ア	イ	ウ	エ	オ		
	費用	1 食	550 円				270 円	130 円	130 円
		30 日	49,500 円				24,300 円	11,700 円	11,700 円
	指定難病患者	1 食	330 円				220 円	130 円	
		30 日	29,700 円				19,800 円	11,700 円	
居住費	所得区分	65 歳以上	現役Ⅲ	現役Ⅱ	現役Ⅰ	一般	区分Ⅱ	区分Ⅰ	区分Ⅰ（境界暦）
			ア	イ	ウ	エ	オ		
	1 日		430 円					0 円	
	30 日		12,900 円						

【当院は近畿厚生局長に下記の届出を行っております。】

■ 基本診療料

- ・ 機能強化加算（初診料）
- ・ 療養病棟入院基本料 1
 - ・ 在宅復帰機能強化加算
 - ・ 夜間看護加算
- ・ 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- ・ 診療録管理体制加算 2
- ・ 感染対策向上加算 3
 - ・ 連携強化加算
- ・ 口腔管理連携加算
- ・ 喘息治療管理料
- ・ 入院時食事療養（Ⅰ）/生活療養（Ⅰ）

■ 特掲診療料

- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ 別添 1 の「第14の 2」の 1 の（3）に規定する在宅療養支援病院
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅がん医療総合診療料
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 3
- ・ 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）
- ・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・ 胃瘻造設術
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）注
- ・ 入院ベースアップ評価料（49）

【機能強化加算について】

「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算を初診時に算定しております。必要に応じて、専門医・専門医療機関を紹介いたします。他院処方を把握・管理し、診療録に記載いたします。健康診断の結果等の健康管理について相談に応じます。

保健・福祉サービスについて相談に応じます。時間外や緊急時の対応方法について相談に応じます。

【口腔管理連携加算について】

当院は入院患者様の口腔状態の評価を行い、必要に応じて歯科医療機関と連携した口腔管理を実施する体制を整えています。

【感染対策向上加算について】

病院感染を予防することにより、質の高い医療を提供することができます。当院では、医師・看護師をはじめ、各職種が協力して病院感染、職業感染の防止に努めるための組織・体制を構築しています。また、研修会を実施し、個々の職員が病院感染防止のための努力を誠実に遂行致します。

【一般名処方加算について】

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

令和8年年度から医療上の必要性がないにもかかわらず、患者様が長期収載品を選択した場合には、後発品との価格差の2分の1相当＋消費税を患者様が負担する仕組みが導入されます。

※一般処方名とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

【生活習慣病管理料について】

2024年6月の診療報酬改定により、高血圧・糖尿病・脂質異常症の治療で通院中の患者様は、これまでの「特定疾患療養管理料」から、より専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行することになりました。

この改定に伴い、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」に署名していただくこととなりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

窓口負担額は診療内容により変わりますので、検査を行った日などは窓口負担額が上がる場合があります。また、当院では患者さんの状態に応じ、28日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方箋を発行することのいずれの対応も可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断させていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【外来・在宅ベースアップ評価料（I）および入院ベースアップ評価料（49）について】

当院は、質の高い医療を持続的に提供するため、医療従事者の処遇改善（賃上げ）に積極的にとりくんでいます。診療報酬改定に基づき、外来・在宅ベースアップ評価料1注および入院ベースアップ評価料（49）の届出を行っています。

【別添1の「第14の2」の1の（3）に規定する在宅療養支援病院について】

当院は在宅療養支援病院として、訪問診療・往診に対応しています。